

平成24年度(平成23年度対象)

教育に関する事務の管理及び 執行状況の点検・評価報告書

[概要版]

平成25年3月

豊浦町教育委員会

はじめに

豊浦町教育委員会では、町総合計画あるいは、教育分野における各種推進計画等を策定し、明日の豊浦町を担う青少年の育成と、自己実現により生きがいと潤いの持てる生活を送るための生涯学習活動の推進に取り組んでいるところです。

教育委員会が行う事務事業については、これまでも、その必要性や有効性について部内検討を行い、事業計画の見直しや改善等に努めてきましたが、平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果の報告書を作成し議会に提出するとともに公表することとされました。

そこで、教育委員会としましては、法改正の趣旨である、効果的な教育行政の推進に資するとともに町民の皆様への説明責任を果たすため、自己評価を行うとともに学識経験者のご意見・評価をいただきながら教育委員会活動の点検・評価を実施し報告書にまとめました。

教育委員会は、今後も、「豊浦町教育目標」の具現を目指して努力をしてまいりますので、各位のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するものとする。

目 次

はじめに

第1部 点検・評価の構成

- 1 点検・評価項目
- 2 点検・評価の流れ

第2部 「平成23年度教育行政施策」についての点検・評価

- 1 評価のしかた
- 2 点検・評価結果

第3部 教育委員会の活動についての点検・評価

- 1 教育委員会による点検・評価
- 2 行政評価会による評価

第1部 点検・評価の構成

1 点検・評価項目

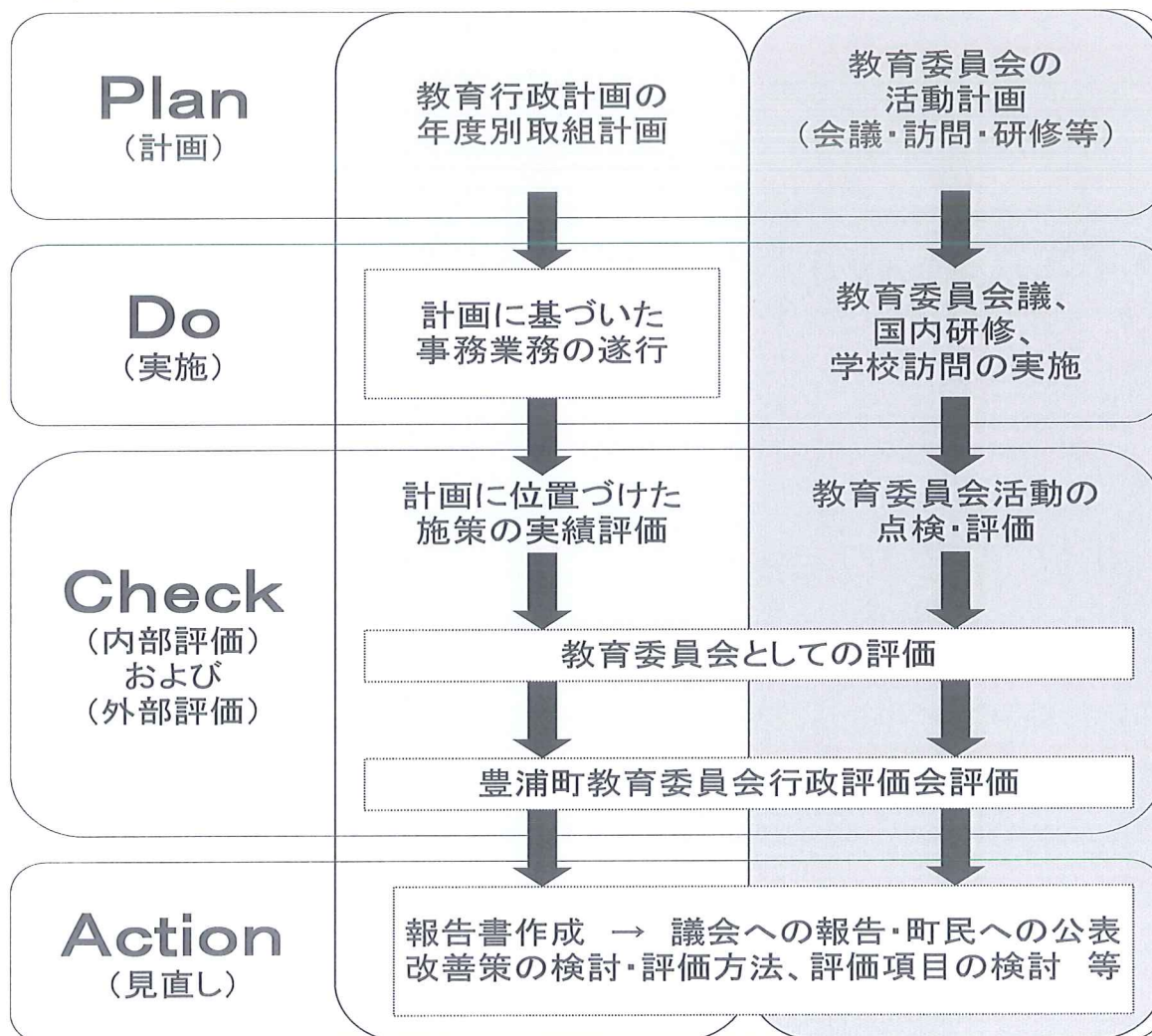
1 「教育行政施策」についての点検・評価

平成23年度において実施した事務事業の中から、主な施策を抽出し、それぞれの事業等について、ニーズへの適応性や目的にそった取組ができているか、あるいは費用対効果などについて自主評価を行いました。

2 教育委員会の活動についての点検・評価

平成23年度の活動を点検してまとめた実績や成果をもとに自主評価を行い、それを踏まえて外部評価委員からの意見と評価を受け、今後の課題と対応策をまとめました。

2 点検・評価の流れ



第2部 「平成23年度教育行政施策」についての点検・評価

1 点検・評価のしかた

教育委員会の行う主な施策(事務事業)について、5つの評価項目を設定し、さらに各評価項目ごとに2つの着眼点により行った自己評価に基づき行政評価会委員による評価を行います。

評価項目	評価項目の説明	着眼点(各4点満点)
1 適 応 性	現在の町民ニーズや社会経済情勢に照らして、事業の必要性があるかどうか、状況の変化に対応しているかどうかを評価します。また、必要な場合でも、町が行う必要があるのか、他の実施主体は考えられないのか、役割分担は適切かどうかを評価します。	① 町民ニーズや社会経済情勢の現状に適っているか。
		② 事業を町が行う必要性があるか。
2 有 効 性	目的を達成するために最も効果的な手法、内容、実施水準となっているか、他の方法はないかを評価します。また、この事業は施策や運営方針、その他本庁で策定した各種計画、プラン・指針等の目的の実現にどの程度寄与しているかを評価します。	③ 事業の目的に照らして効果的な手法か。
		④ 施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。
3 目 標 達 成 度	これまでの経過や他市町村の水準などと比較して、目的の設定水準が適切かどうか、事業の目的を達成するために最適な目標かどうかを評価します。併せて、その目標の達成状況を評価します。	⑤ 目標の水準は適切か。
		⑥ 計画通りに目標を達成できたか。
4 経 済 性 ・ 効 率 性	事業のコストがかかり過ぎていないか、最小の経費で最大の効果を発揮しているか、無駄がないかなど、経済性の面から評価します。 また、事務作業に無駄がないか、更なる効率化が図れないかを評価します。	⑦ コストは縮減しているか。
		⑧ 事務は効率的に行われているか。
5 正 確 性 ・ 信 頼 性	不測の事態に備えるための体制の充実や、法令遵守等の取組みのほか、実際にミスが発生していないか、適切な事後対応ができたかなどを評価します。 また、透明性を確保するために、町民から信頼を得るに足りるだけの情報提供が行われているか、それにより説明責任が果たされているかを評価します。	⑨ 安全・性格を確保する手段が講じられているか。
		⑩ 説明責任を果たすために適切な情報提供がされているか。

イ、着眼点の評価

着眼点ごとに、次のように評点を付します。

着眼点評価	状 態	
4	着眼点に即した取組みが	十分できている
3		ほぼできている
2		あまりできていない
1		ほとんどできていない

ロ、総合評価

各評価項目の評点を合計し、100点満点に換算のうえ、その評価点に応じたランク付けを行い、総合的な評価を行います。

ランク	評価点	内 容
A	86以上	優れた取組みが多く、十分成果が上がっている
B	71～85	優れた取組みがいくつかあり、成果が上がっている
C	56～70	一定の成果は上がっているが課題もあり、更なる取組みによって上位を目指す必要がある
D	41～55	成果が十分に上がっておらず、見直しの余地がなく、更なる見直しが必要である
E	40以下	成果がほとんど上がっておらず、抜本的な見直しが必要である

2 点検・評価結果

(1) 総 評

事務事業に係る点検・評価の結果は、別添の施策評価シート【公表】のとおりとなっておりますが、ほとんどの事務事業について、概ね計画どおり実施されております。

(2) 個別の事務事業についての意見等

【施策名 豊かな心と学ぶ意欲を育てるまちづくり】

* 2-3 幼・小・中一貫教育研究事業

幼稚園、小学校、中学校間の連携により、今後も継続する必要がある、教員の研究、交流を進める必要がある。

* 2-7 JET外国語青年招致事業

JETプログラムから斡旋された人を受け入れていたが、来年度はJETの契約期間最長の5年間で終了することに伴い、今現在、在籍しているJETの英語指導助手は、

日本語が堪能で、小中学校の先生方との英語授業の打合せも日本語ででき、町民にも親しみを持たれており、人材確保においても直接雇用が有利であると考える。

* 2-9 小・中学校管理運営事業

校舎等の耐震化及び老朽化対策が早急の課題である。耐震化については、平成22年度をもってすべての学校が終わった。老朽化対策としては、学校ごとの長寿命化を計画的に図っていく必要がある。

また、各学校の管理運営については、節約できるところはもっと節約が求められる。

* 2-11 就学援助事業(小・中学校)

現在の認定基準は、生活保護基準の1.3倍としているが、他市町村よりも比較的高いことから、見直しも含めて再検討が必要であるが、社会情勢を考慮する必要もある。

* 4-1 教員住宅維持管理事業

中心校においては、住宅が不足しており、町外借家から通勤している教職員がいる一方、周辺部においては教員の減少や町外からの通勤などにより長期空家が存在している。これに伴い空家対策として、将来的に職員の増が見込めない地区は、定住促進対策の一環として、町有住宅に少しずつ移行して維持管理を行っている。

* 5-1 とようら幼稚園運営事業

授業料・入園料については、昭和58年の開園以来据え置いており、公費と受益者の負担のあり方の検討が必要。

【施策名 生涯学習社会における学習環境・援助体制の基盤づくり】

* 1-1 公民館主催事業

参加者の減少と固定化が見られることから、マーケティングと開催方法の検討が求められる。また、図書活動については、平成22年度から図書室モニター制度を立ち上げ、図書室のPRに努めたが、図書ボランティアの底上げが求められる。

蔵書の整理については、国の補助制度を利用しながら図書台帳を整備し、さらに、DVDの購入及び視聴スペースの確保を行い、町民や社会教育委員の意見を参考にしながら、現状の規模で継続する。

* 2-1 青少年健全育成事業

子どもたちの体験学習に大きな成果が得られているが、事業参加者の減少と固定化が見られることから、ニーズの把握と、体験型プログラムについては、民間団体との連携の検討を要する。

* 3-1 スポーツ団体支援事業

組織数の減少や活動の停滞傾向があることから、専門的な知識の向上を目指し、学ぶ機会に積極的に参加し、習得した技術等を町民に伝えていくことが必要である。

第3部 教育委員会の活動についての点検・評価

平成23年度の教育委員会の活動については、「教育委員会議」「学校訪問」「各種研修」などがあり、教育委員会自身による点検・評価を行いました。

また、今回の法律改正により、教育委員会自身の活動が評価対象となるとともに、改正法の目的である「教育委員会の活性化」にも関わるものであり、外部評価委員による評価にも付しました。

1 教育委員会による点検・評価

(1)平成23年度教育委員会活動

項目	内容等
教育委員会議	6回(教育行政執行方針策定、予算・決算の決定・承認、条例・規則等の制定・改廃、各種委員の委嘱、各種計画の策定、教育職員の懲戒処分の内申、その他)
学校訪問	学校経営に関すること 1回(全小中学校、幼稚園) 学校行事に関すること 2回(運動会、学芸会、同上)
意見交換会	1回(全学校長、園長)
研修	2回(全道研修、胆振管内研修)
その他	幼・小・中一貫教育研究大会参加 1回 町PTA連合会研修会・交流会参加 2回 その他

(2)評価

平成23年度の教育委員会の活動については、第5次社会教育中期計画策定(平成20年度～24年度)や平成23年度豊浦町特色ある学校づくり指針等々、教育課題に対応するなど、概ね予定どおり実施することができました。しかし、さらなる内容の充実をめざし工夫改善を継続することが欠かせないと考えています。

2 行政評価会による評価

教育界を取り巻く急速で大きな変革と、本町における教育課題に対して、その都度的確に対応してきており、その取組と努力は評価できる。

- 1 意思決定のための十分な論議を行うために、会議の回数や時間の確保とともに、委員が情報や知識を得るための機会の確保に努めること。
- 2 住民へ「開かれた教育委員会」とするため、広報活動や傍聴しやすい会議の設定の検討をすること。
- 3 住民ニーズに応じた教育施策を推進するため、教育委員会や学校をサポートする事務局職員の一層の資質向上に努めること。

豊浦町教育委員会行政評価会設置要領

平成20年5月1日制定

(設置)

第1条 豊浦町教育委員会(以下「委員会」という。)が実施する行政評価の客観性及び透明性を確保するとともに、簡素で効果的な教育行政の運営の推進について、外部の意見を求めるため、豊浦町教育委員会行政評価会(以下「評価会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 委員会が実施した事務事業について、外部の視点から評価を行い、教育長に評価結果を報告すること。
- (2) 行政評価システムの構築及び運営について必要な事項を審議し、教育長に意見を述べること。

(構成)

第3条 評価会は、教育行政運営、行政評価について優れた識見を有する者の中から、教育長が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員の数は、3名とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の翌年度末日までとする。

(運営)

第5条 評価会には、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 副会長は、会長の指名により選出する。

4 会長は、評価会の進行をつかさどり、評価会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、又は欠けたときは、その職を代理する。

6 評価会は、必要に応じて会長が召集する。

7 評価会は、審議のため必要があるときは、関係者の出席を求め意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 評価会の庶務は、生涯学習課が処理する。